

第31回くまもと物産フェア

出展募集要領 (R8.6.19改正)

申込受付締切

令和8年7月31日(金) (必着)

催事日時

令和8年11月28日(土)～29日(日)

10:00～17:00

催事場所

グランメッセ熊本

上益城郡益城町福富1010

「くまもと物産フェア」ホームページ

令和8年8月末頃開設予定

くまもと物産フェア実行委員会

(幹事団体) 熊本県商工会連合会 (事務局) 経営支援部 経営支援課

TEL 096-359-5594(直通) FAX 096-325-7640

くまもと物産フェア出展募集要領 目次

I. くまもと物産フェア出展に際して	
1. 事業の趣旨.	P.3
2. 出展基準.	P.3
II. 出展コーナーについて	
○ 特産品コーナーについて.	P.6
○ 飲食店コーナーについて.	P.10
○ キッチンカーコーナーについて.	P.16
III. 搬入・搬出について.	P.19
IV. 当日のイベント運営について.	P.20
V. 売上実績報告.	P.22
VI. 注意事項について.	P.22
VII. 食品衛生法に基づく許可申請・届出について.	P.23
VIII. 期限付酒類小売業免許の届出について.	P.25

I. くまもと物産フェア出展に際して

1. 事業の趣旨

県内各地で販売されている地域産品を一堂に集め、県民に幅広く紹介することで、新商品に係る消費者の反応をうかがう市場調査や普段出会えない遠方の消費者に対する販路開拓・拡大等が行える場を設けることを目的として、平成7年から実施している県内最大級の催事販売会である。

出展事業者は、本催事販売会を通して販路開拓・拡大や販売力向上を目指すこととする。

2. 出展基準

出展対象事業者は、(1) から (5) に掲げる要件を全て満たす、又は (6) に掲げる要件を満たす事業者であること。

(1) 販売商品について、特産品コーナーは下記の①～③のいずれかを満たしていること。飲食店コーナー、キッチンカーコーナーは④を満たしていること。

① 県産（注1）の食品であるもの（一次産品を含む）。

（注1）熊本県産原材料であるもの又は県内で加工等を行ったもの。

② 非食品であって、県内で製造等行われた工芸品等。

③ 非食品であって、県産の農林畜水産物を材料とした商品。

④ 熊本県産材料等の地域資源を活用した飲食実演販売の提供をメインとすること。

* 県産酒等（アルコール）を含む。

* ブース内での特産品の物販・食品販売も可能。ただし、「臨時営業の手引き」で出品可能な商品が確認すること。

* 出展にあたっては「臨時営業の手引き」を確認のうえ、必要な許可及び

営業可能な行為を確認すること。

(2) 販売商品等の新規性について、下記の①～②のいずれかを満たしていること。

① くまもと物産フェアで初出品する商品を1品以上出品可能な事業者、又は初出展する事業者であること。

② 開発されてから5年以内の新商品等(注2)を1品以上出品可能な事業者。

(注2) 既存商品の魅力を高めるための改良や、新しい顧客層を狙ったり
ニューアル商品も広く対象となります。判断に迷う場合は事務局
へお問い合わせください。

(3) 事業者について、下記の①～④を全て満たしていること。

① 熊本県内に実店舗（キッチンカー含む）又は、製造拠点を有する事業者
であること。

② 自ら生産・加工した自社商品又は、地域の特色を活かした企画商品の販
売を行う事業者であること。

③ 事業の趣旨を理解し、本催事販売会を通じて販売力の向上や販路開拓・
拡大に取り組む事業者であること。

④ 熊本県暴力団排除条例に基づき、反社会的勢力との関係が一切ないこと。

* 単なる仕入れ品の転売や、催事のみを目的とした食品営業許可証を持た
ない移動販売業者、露店商（的屋）の出展は認められません。

(4) 食品衛生法・食品表示法・家庭用品品質表示法・計量法・意匠法等の法規
に違反しないもの。

(5) キャッシュレス決済対応を推進している事業者であること。

① キャッシュレス決済を申込時までに対応していない場合は、原則として

物産フェア当日までにキャッシュレス決済を導入するため、前向きに検討すること。

- ② 導入済みの事業者は利用可能なキャッシュレス決済の種類を売場に掲示すること。

(6) その他実行委員会が適当と認めたもの。

Ⅱ. 出展コーナーについて

出展コーナーは以下の点を確認し、適切なコーナーに出展申し込みを行うこと。

原則として臨時営業許可申請が必要な飲食実演販売を行う場合は、飲食店コーナー又はキッチンカーコーナーで出展すること※。

※ 茶葉、コーヒー豆、希釈飲料等の加工品やフルーツなどの原料商品を販売する場合であって、実演販売の内容が、販売する原料商品を材料とした簡易的なものであり、かつ実演販売する商品の取扱商品全体に占める割合が一部であるなど、実演販売が当該ブースの主たる販売活動でないと認められる場合は、特産品コーナーにおける実演販売を認めるものとする。

特産品コーナーについて

1. ブース・設備概要および出展料

金額は全て税込みとする。

(1) 販売スペース

1ブース「5,400 mm×3,600mm」又は「3,600mm×3,600mm」のスペースを基本とし、出展料は70,000円とする。

ブースの追加を希望する場合、追加を希望するブースの大きさによって、以下に記載の負担金を支払うことで追加可能である。

A 「1,800mm×3,600mm」

(テーブル1台分のスペース) ⇒ 30,000円

B 「3,600mm×3,600mm」又は「1,800mm×3,600mm」

(テーブル2台分のスペース) ⇒ 50,000円

C 「5,400 mm×3,600mm」又は「3,600mm×3,600mm」

(テーブル3台分のスペース) ⇒ 70,000円

* B及びCについては、2種類ある出展スペース（直線、かぎ型）のいずれに割り当てられるかは主催者側で調整する。

* 会場スペースの関係で追加希望に添えない場合がある。

* 配置位置が商工会同士で隣接した位置とならず、離れた位置に配置されることもある。

(2) 販売台等

【基本仕様セット】

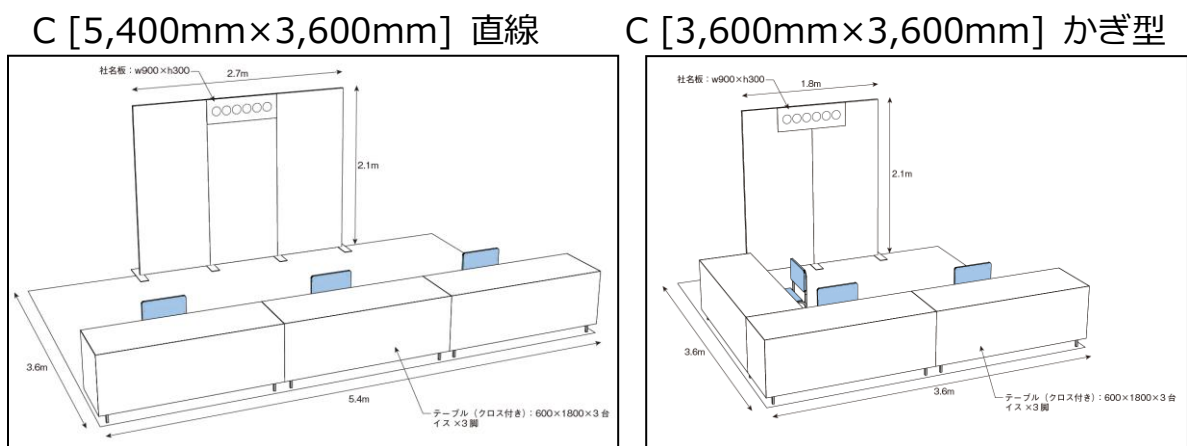
- ① テーブル×3 (幅 1,800mm×奥行 600mm×高さ 700mm)
- ② イス×3 (パイプイス)
- ③ 団体名プレート

* 上記①、②は無償貸与とする。③は無料作成し、持ち帰り可とする。

* ブースの追加をする場合、A～Cそれぞれのスペースに応じたテーブル等を貸与する (A : テーブル×1 イス×1、B : テーブル×2 イス×2、C : テーブル×3 イス×3)。

* 基本仕様セット以外に必要な備品・機器については、出展者にて準備すること。事務局から追加の貸出や手配は行わない。

* 貸与備品は丁寧に扱うこと。破損・汚損した場合は、当該損傷に係る修繕・交換等に要する費用を弁償してもらう。



ブースイメージ図

(3) オンライン

「くまもと物産フェア」ホームページにて「1事業所1商品」紹介コーナーを設置する。



昨年の各事業者の商品紹介コーナー

(4) 商工会負担金について

各商工会は出展の有無にかかわらず、以下の負担金を支払うものとする。
また、金額は全て税込みとする。

商工会負担金額：70,000円

* 上記金額に含まれるもの、ブースの追加を希望する場合については、「1. ブース設備概要および出展料」(1)(2)を参照すること。

2. 電気の使用について

- (1) 本コーナーでは、事前の手続き期日までに、使用予定電気器具の申込みがあった場合のみ配線工事を行う。出展ブース内で電気を使用する場合は、必ず事前に「別紙① 電気使用申込書」にて申込みすること。
- (2) 申込みがない電気器具を使用した場合、使用を中止してもらうこととなるため注意すること。
- (3) コンセントのたこ足配線は厳禁。必要な電気容量を「別紙① 電気使用申込書」に記入し設置すること。たこ足配線や、事前に申請のない電気器具

を持ち込んだことにより、電気系統のトラブル発生や、ブレーカーが落ちる事例があるため絶対に行わないこと。

(4) 持込みの機材および消費電力等を事前に申請すること。

(5) スポットライトの持込みの場合も、「別紙① 電気使用申込書」の中に記入すること。

(6) 電球は確実に固定するとともに可燃物から離すこと。特に、展示物や段ボール等に注意すること。

(7) 当日に配線要望があっても認めないので注意すること（当日追加工事不可）。

(8) 事前申込みがない場合は、配線工事を行わないものとする。

* 電気配線工事終了後、会期中は夜間も含め24時間通電しており、冷蔵等の電気器具が使用可能。

3.火気の使用について

本コーナーでは原則として火気は使用しないものとし、使用する場合は、飲食店コーナーで出展すること（カセットコンロ含む）。

* 試食試飲提供を目的としたIHコンロ等の使用など認められる場合もあるので事務局に相談すること。

4. 給排水について

(1) 会場内に出展者用の共同シンクの設置あり。

(2) 野菜くずなどの固形物やてんぷら油などの油分は詰まりの原因となるため絶対に流さないこと。

(3) 調理器具等を洗浄する際は家庭用の食器用洗剤以外は使用しないこと。

(4) 熱湯など温度の高いものは、配管が溶けるため、冷ましてから流す又は冷水と一緒に流す等すること。ラーメンスープやみそ汁、鍋の出汁等の汁物はそのまま流さないこと。

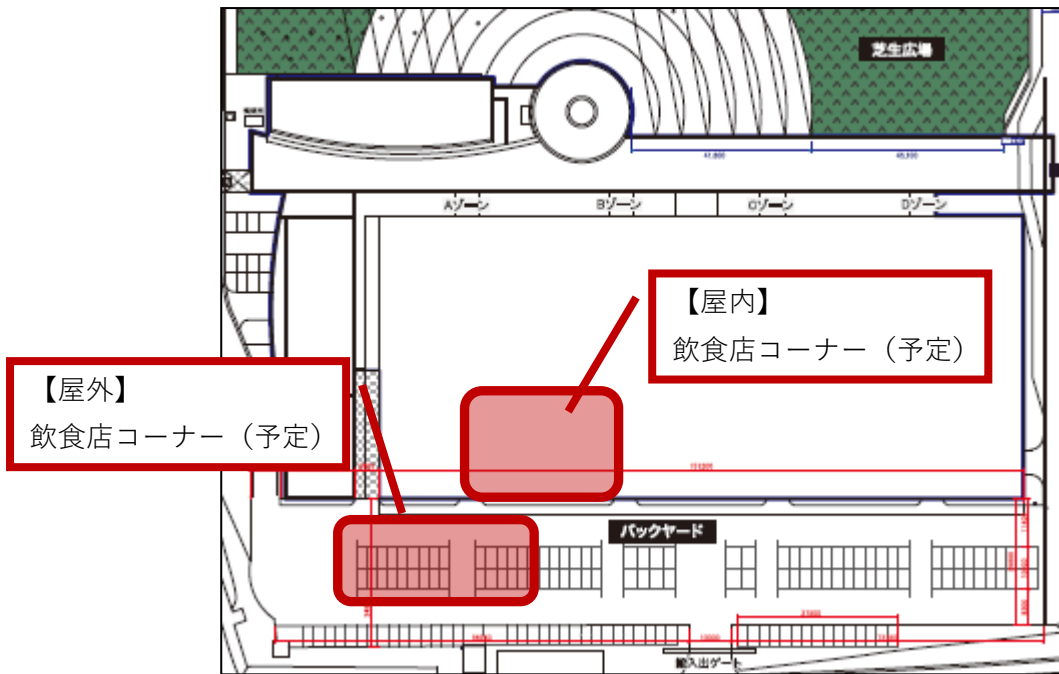
飲食店コーナーについて

1. 出展場所

消防法に適合した会場運営を行うために、令和8年度はブースで行う飲食実演の内容により、以下の通り出展場所を指定する。

(1) 揚物調理を含む飲食実演

会場裏側バックヤードにブースを設置する。詳細な出展位置は事務局において後日指定するものとする。



出展場所 (予定)

(2) 揚物調理を含まない飲食実演

会場内にブースを設置する。詳細な出展位置は事務局において後日指定するものとする。

2. ブース・設備概要および出展料

金額は全て税込みとする。

※各商工会においては70,000円の負担金で提供されるのは特産品コーナー1ブー

スであり、飲食店コーナーで出展する場合は別途出展料を徴収する。

(1) 販売スペース

1ブース「3,600mm×3,600mm」のスペースを基本とし、出展料は70,000円とする。

ブースの追加を希望する場合、1ブース70,000円の負担金を支払うことで追加可能である。

- * 販売スペースは1つのテントを2事業者で共有するため、出展者同士で互いに配慮し協力して使用すること。
- * 会場スペースの関係で希望に添えない場合がある。
- * 配置位置が商工会同士で隣接した位置とならず、離れた位置に配置されることもある。

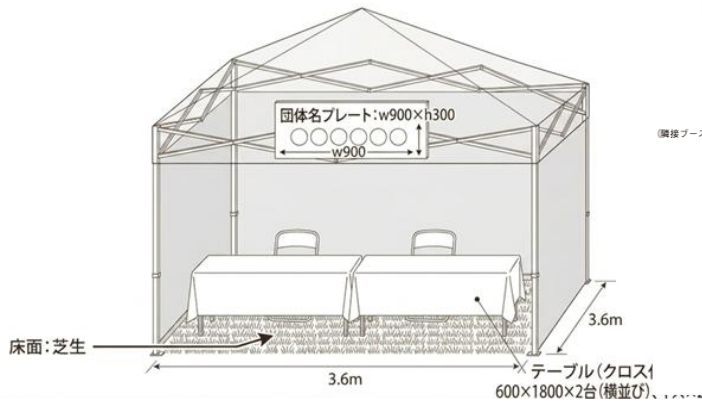
(2) 販売台等

【基本仕様セット】

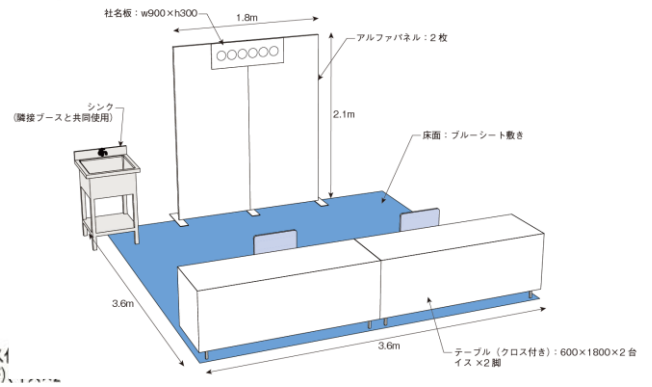
- ① テーブル×2 (幅 1,800mm×奥行 600mm×高さ 700mm)
- ② イス×2 (パイプイス)
- ③ 団体名プレート
- ④ 共同利用シンク (複数ブースで共同使用)

- * 上記①、②、④は無償貸与とする。③は無料作成し、持ち帰り可とする。
- * ブースの追加をする場合、1ブースにつき基本仕様セットを貸与する。
- * 基本仕様セット以外に必要な備品・機器については、出展者にて準備すること。事務局から追加の貸出や手配は行わない。
- * 貸与備品は丁寧に扱うこと。破損・汚損した場合は、当該損傷に係る修繕・交換等に要する費用を弁償してもらう。

3,600mm×3,600mm



屋外ブースイメージ図



屋内ブースイメージ図

(3) オンライン

「くまもと物産フェア」ホームページにて「1事業所1商品」紹介コーナーを設置する。



昨年の各事業者の商品紹介コーナー

3. 電気の使用について

- (1) 本コーナーでは、事前の手続き期日までに、使用予定電気器具の申込みがあった場合のみ配線工事を行う。出展ブース内で電気を使用する場合は、必ず事前に「別紙① 電気使用申込書」にて申込みこと。
- (2) 申込みがない電気器具を使用した場合、使用を中止してもらうこととなるため注意すること。

- (3) コンセントのたこ足配線は厳禁。必要な電気容量を「別紙① 電気使用申込書」に記入し設置すること。たこ足配線や、事前に申請のない電気器具を持ち込んだことにより、電気系統のトラブル発生や、ブレーカーが落ちる事例があるため絶対に行わないこと。
- (4) 持込みの機材および消費電力等を事前に申請すること。
- (5) スポットライトの持込みの場合も、「別紙① 電気使用申込書」の中に記入すること。
- (6) 電球は確実に固定するとともに可燃物から離すこと。特に、展示物や段ボール等に注意すること。
- (7) 当日に配線要望があっても認めないので注意すること（当日追加工事不可）。
- (8) 事前申込みがない場合は配線工事を行わないものとする。
- * 電気配線工事終了後、屋内ブースについては、会期中は夜間も含め24時間通電しており、冷蔵等の電気器具が使用可能。
 - * 屋外ブースについては、主催者側が手配する発電機から電気を供給する予定としているため、イベント開催日の準備時間及び開催時間中は通電しているが、1日目のイベント終了後から2日目のイベント準備開始時間までの間は通電しないため、電気器具の使用はできないことに留意すること。

4. ガス設備

【屋外】揚物調理を含む飲食実演を行う事業者

- (1) 事務局一括手配のガスボンベを使用するため、カセットガスコンロやガスボンベの持込みは認めない。
- * ガスボンベとの接続がゴム管以外である場合の調理器具は使用を認めない。

(2) ガスボンベ使用事業者においては、設置費及びガス使用料として、出展料に加え別途負担が発生する。

* 別紙参照

(3) 消火器は各自準備し、備え付けておくこと。

【屋内】揚物調理を含まない飲食実演を行う事業者

(1) 事務局一括手配の会場設置済みのガス設備を使用するため、カセットガスコンロやガスボンベの持込みは認めない。

(2) ガス設備使用事業者においては、設備費及びガス使用料として、出展料に加え別途負担が発生する。

* 別紙参照

(3) 消火器は各自準備し、備え付けておくこと。

5. 火気の使用について

(1) 出展ブース内で調理等のため火気を使用する場合は、使用器具・使用用途などを必ず「別紙② 火気使用申込書」に記入し提出すること。

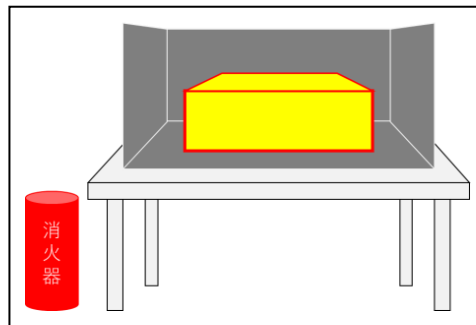
* 電気を熱源とする機器（ホットプレート・IHコンロ等）においても申請が必要。

(2) 主催者側にて一括して、消防署に対して申請を行うため、申請後の器具変更・追加等は一切認められない。事前に提出した内容・レイアウト通りに器具を設置すること。

(3) 屋外出展ブースについては、開催当日は消防の立入検査が行われるので、消防法に従った対応を行うこと。

【消防指導等による重要確認事項】

- ① 「PSLPGマーク」が表示されている器具を使用すること。
- ② 火気使用の設備器具の周りには、下に耐火ボードを敷き、三方を耐火ボードで囲うこと。
*耐火ボードの例：石膏ボード、ケイカル板等
- ③ 屋外含む会場内で火気設備を設置する場合は「消火器」を設置すること。



器具設置イメージ図

6. 給排水について

- (1) 会場内に出展者用の共同シンクの設置あり。
- (2) 野菜くずなどの固形物やてんぷら油などの油分は詰まりの原因となるため絶対に流さないこと。
- (3) 調理器具等を洗浄する際は家庭用の食器用洗剤以外は使用しないこと。
- (4) 熱湯など温度の高いものは、配管が溶けるため、冷ましてから流す又は冷水と一緒に流す等すること。ラーメンスープやみそ汁、鍋の出汁等の汁物はそのまま流さないこと。
- (5) 揚物調理を行い、屋外に出展する事業者については、食品衛生法に適合した設備となるようポリタンクとバケツ等を準備すること。

キッチンカーコーナーについて

1. ブース・設備概要および出展料

本コーナーは、キッチンカーにより飲食実演販売を行うコーナーとする。
金額は全て税込みとする。

(1) 販売ブース

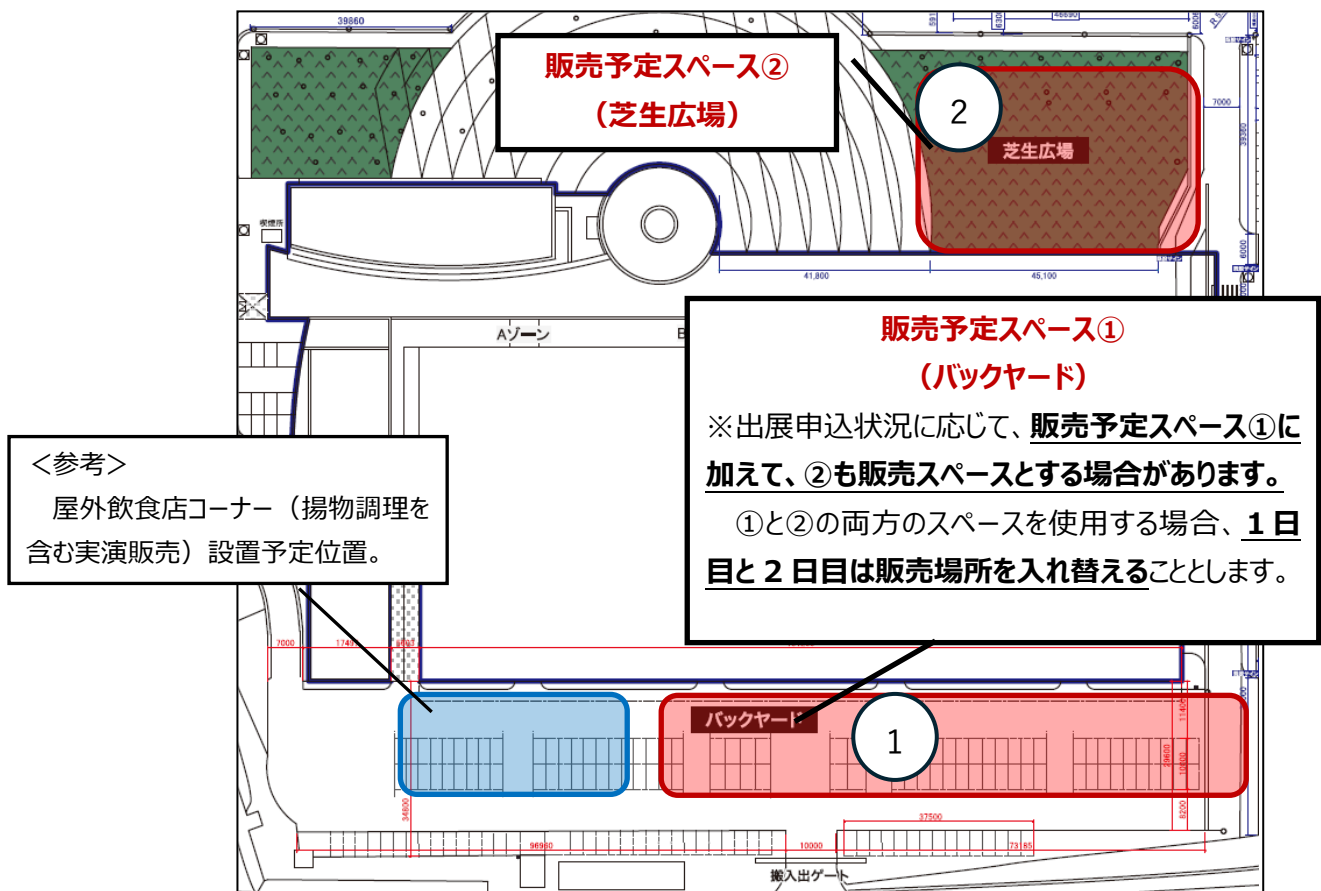
販売ブースはキッチンカー1台のスペースとし、出展料は35,000円とする。

*車両の大小にかかわらず、定額とする。

(2) 出展予定位置

キッチンカーについては、以下の①を出展予定位置としているが、出展申込状況に応じて②も出展位置とする。

最終的な出展位置については後日主催者で決定する。



販売予定位置図面

(3) オンライン

「くまもと物産フェア」ホームページにて「1事業所1商品」紹介コーナーを設置する。



昨年の各事業者の商品紹介コーナー

2. 電気の使用について

- (1) 必ず事前に「別紙① 電気使用申込書」にて申し込むこと。事前の手続き期日までに申込みがあった場合のみ発電機の使用を許可する。
- (2) 電気を使用する場合は、必要な発電機等は出展者において準備することとし、グランメッセ熊本から電気の引込み等を行わないこと。
- (3) ガソリン及びその他の燃料については、以下を全て遵守した上で、使用すること。
 - A ガソリン携行缶等は、直射日光や発電機排気口近傍などの高温となる場所を避け、日陰の風通し良い場所に置くこととし、ガソリン携行缶等使用後は、確実に蓋を閉めること。
 - B ガソリン携行缶等を扱う際は、周囲に火源になりそうなものがないことを確認し、注油の際は、蓋を開ける前に発電機等のエンジンを停止すること。
 - C ガソリン携行缶等の蓋を開ける前に、少しずつエア抜きを行うこと。ただし、ガソリン携行缶等が温められている時は、直ちに風通しの良い場所に移動させ、常温程度まで下がった後にゆっくりとエア抜きをすること。
- (4) 発電機を使用する際は、消火器を設置すること。
- (5) 燃料を使用する発電機の取扱いについて、熊本市火災予防条例（昭和37年3月6日条例第11号）第18条及び第30条に係る規定を遵守すること。

* 携行缶の持ち込みは条例規制の対象となるため、持ち込みを制限することがあります。ご了承ください。

3. 火気の使用について

(1) キッチンカー内で調理等のため火気を使用する場合は、使用器具・使用用途などを記載の上、必ず「別紙② 火気使用申込書」を提出すること。

* 家庭用カセットコンロ、電気を熱源とする機器（ホットプレート・IHコンロ等）においても申請が必要。

(2) 主催者側にて一括して露店等の開設届を行うため、申請後の器具変更・追加等は一切認められない。事前に提出した内容・レイアウト通りに器具を設置すること。

(3) 開催当日は消防の立入検査が行われるので、消防法に従った対応を行うこと。

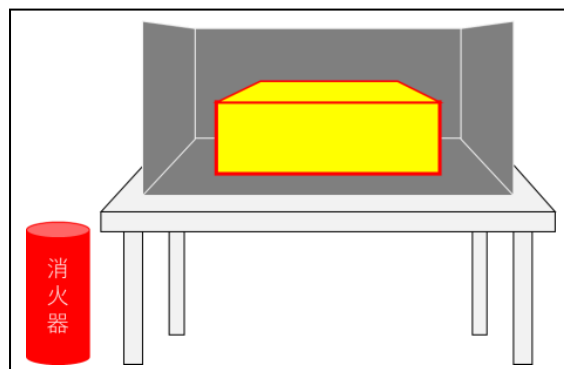
(4) 火気を使用する際は、消火器を各自準備し、備え付けておくこと。

【消防指導等による重要確認事項】

① 火気使用の設備器具の周りには、下に耐火ボードを敷き、三方を耐火ボードで囲うこと。

② 火気設備を設置する場合は「消火器」を設置すること。家庭用カセットコンロでも「消火器」の設置が必要。

③ 火気設備を使用する場合は「消火器」を設置すること。



器具設置イメージ図

4. 注意事項

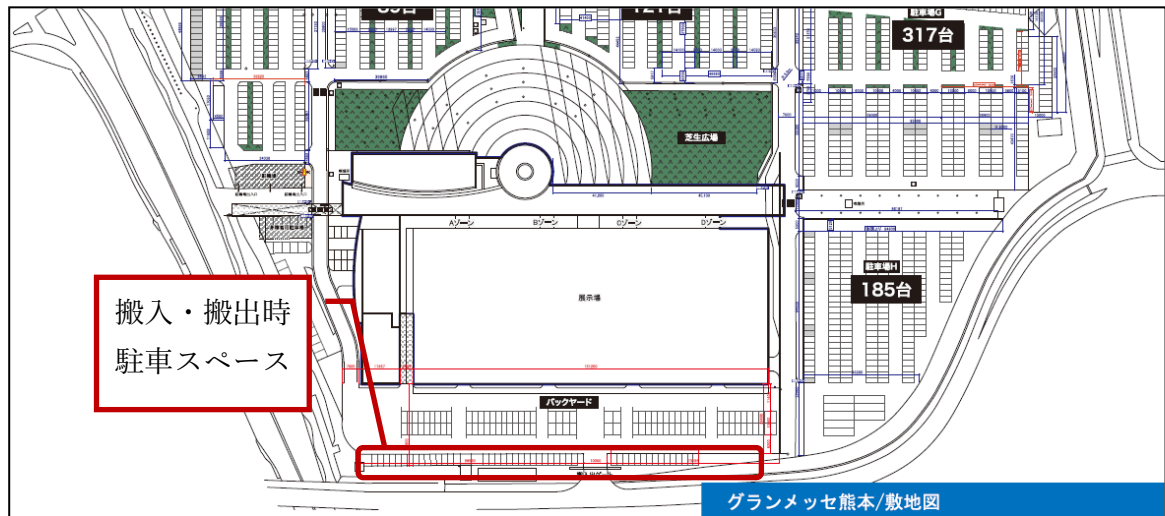
- (1) 調理行為は車両内で行うものを対象とし、保健所の許可を受けた飲食物以外の販売はしないこと。
- (2) 販売時は、販売間口側へサンシェード等を伸ばすことは可能であるが、別途テントやテーブルを設置しての調理行為等を行うなどの拡張はできない。
- (3) 販売商品の調理（トッピングも含む）と提供はキッチンカーの中から行うこと。
- (4) 販売面から直接商品や金銭の受渡しがしにくい場合は、補助人員を配置しても良い。

Ⅲ. 搬入・搬出について

(1) 搬入・搬出方法

- ① バックヤードへの搬入・搬出車両の乗入れについては、事前に搬入許可証を発行した車両のみ許可する(出展申込書内に申込欄あり)。搬入許可証を見える位置に掲示して搬入を行うこと。
- ② バックヤードへの搬入・搬出車両の乗入れ時は誘導警備員の指示に従うこと。
- ③ バックヤードへの搬入・搬出車両の乗入れ後はすみやかに荷下ろしを実施すること。
- ④ 搬出時間は、11月29日(日)17時30分以降を予定しているが、主催者の指示に従い、その日のうちに撤去すること。
- ⑤ 搬入・搬出の具体的スケジュールについては、全ての調整が完了したのち公開する。
- ⑥ 会場内（屋内）への搬入・搬出車両の乗入れはできないので、会場内への搬入・搬出は自社持込みの台車等を利用すること。
- ⑦ イベント開催時間中は、関係者が利用するために駐車スペースの利用

を制限することがある。



搬入・搬出時駐車スペースイメージ図

IV. 当日のイベント運営について

(1) 販売について

- ① **支援機関職員による代理販売は禁止する。**出展事業者自らがブースにて販売・PR等を行うこと。
- ② 実演販売等の時間は1日目、2日目とも10:00～17:00とする。実演販売等の時間は厳守し、**途中で品切れしても終了時間まで待機すること。**
- ③ 呼び込みのためのハンドマイクの使用は禁止する。
- ④ 販売台等の通路へのはみ出し、通路での勧誘や販売行為は、他出展事業者への迷惑やお客様の買物、通行の妨げになるため禁止とする。
- ⑤ 自社ブースやキッチンカーに列が発生した場合、他の出展者の迷惑とならない形で整列してもらうなどの対応を行うこと。
- ⑥ 場内放送が聞こえにくい、会話の妨げになるなどの懸念があるため、各事業者でBGMに音楽を流すことは禁止とする。
- ⑦ 映像を流すことは可能だが、音声の大きさは常識の範囲内とし、場内放送が聞こえにくい、会話の妨げになるなどした場合は停止を求める場合がある。

(2) ゴミについて

- ① 出展者は会場内を常に清潔に保ち、ゴミ等は不燃物・可燃物に区分し、透明のゴミ袋に入れ、出展事業者専用の所定のゴミ捨て場に責任をもって随時運ぶこと。
- ② 残飯・ゴミ等は、各自フタ付きのポリバケツ（大）等を用意し、満杯になれば出展事業者専用の所定のゴミ捨て場に運ぶこと。特に汁は、事業者が責任をもって、油分を取り除いた後で所定の出展事業者専用の汚水排出場所に流すこと。
- ③ 残飯・ゴミ等は各自処理すること。ゴミ等が散乱しないよう注意し、会場内の来場者用ゴミ箱には捨てないこと。
* 所定のゴミ捨て場、汚水排出場所は出展事業者説明会（9月中旬実施予定）にて説明予定。

(3) 車両の駐車について

物産フェア開催時等の駐車場所は「(1) 搬入・搬出時駐車スペースイメージ図」を参照することとし、駐車に当たっては、警備員の誘導に従うこと。
* 詳細は出展事業者説明会（9月中旬実施予定）で説明予定。

(4) 警備・事故・損害について

会場（屋内）警備については会場側で行うが、出展品の損傷・紛失等については、主催者は一切責任を負わない。また、火気（電気）等の取扱いには十分注意し、事故が起きないように管理すること。

(5) 喫煙について

会期中はもとより、搬入時・施工時・搬出時においても会場内の指定区域以外は全て禁煙である為、そのルールを守ること。

(6) 荒天時について

開催当日に台風などの荒天が予想される時は、催事中止の判断を11月25日（水）に事務局にて行い、支援機関を通じて通知する。

V. 売上実績報告

催事後1週間以内に売上金額をまとめて、各支援機関を通じて県連に報告を行うものとする。

* 販売手数料は徴収しない。

VI. 注意事項について



(1) 出展物について

- ① 「I. 出展コーナーについて」に記載の各コーナー出展基準の条件を満たせば、その他の商品は既存の商品を出展可能。また、ホームページに掲載を希望する商品は新商品でなくても構わないが、県産品であることを条件とする。
- ② 出展物の保護は各自で行うこと。
- ③ 天災、その他不可抗力の原因により発生した事故（盗難・紛失・天災・損傷など）について主催者はその賠償の責任を負わない。
- ④ 出展物は最大2日間販売できる物量を準備すること。
- ⑤ 物産ブースでの魚介類、食肉販売については、その場で生食での試食はできない。販売に際しては包装魚介・包装食肉類に限るものとし、冷凍・冷蔵ショーケースの設置が必要。
- ⑥ 各団体のブース内やキッチンカーごとの間仕切りの設置はありません。**共有部分等では出展者同士で互いに配慮し、協力してご使用ください。**
- ⑦ フェア終了後、来場者等から問合せが多いため、継続して購入を希望される方のために、**商品に係るチラシや、事業者名が分かる買い物袋等を準備する等の対応を行うこと。**

Ⅶ. 食品衛生法に基づく許可申請・届出等について

(1) 申請手続き等について（特産品コーナー・飲食店コーナー）

- ① 食品を取り扱う出展者については、食品衛生法に基づき、「a 臨時営業許可申請」や「b 営業届」の手続きが必要となる。**必要な手続きは営業内容によって異なるため、下記表により確認し、出展者が自ら手続きを行うこと。**

	a 臨時営業許可申請	b 営業届
営業内容	会場で調理した飲食物を提供（販売）する営業	既製品や野菜等（仕入れ品）を販売する営業
手続方法	御船保健所へ許可申請を行う	原則オンライン申請を行う
申請書類等	申請書類等は下記参照 https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/30/228473.html  ※申請手数料3,200円/件	手続きは、 <u>原則オンライン申請</u> すること（様式及び提出先は下記参照） https://logoform.jp/f/2WH9q  ※オンライン申請が難しい場合は、FAXやメールで提出
提出期限	臨時営業許可証（写し）を事務局に提出： <u>10月30日（金）</u>	届出済みであることが分かる書類(※)を事務局に提出： <u>10月30日（金）</u>

	※御船保健所で申請書を受 理後、許可証を発行する までに10日～2週間程度 要します。	※オンライン申請完了後に 自動送信されるメール等
注 意 点	<ul style="list-style-type: none"> ・本イベント（屋外）では事務局がテントを準備するため、仮設営業許可を有している出展者においても、「臨時営業許可申請」の手続きが必要。 ・会場で調理した飲食物を試食として無償提供する場合は、許可や届出の手続きは不要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出展者自らが作った農林水産物（野菜等）を販売する場合は、届出不要。 ・常温で長期保存可能な食品（ペットボトル飲料、スナック菓子等）のみを販売する場合は、届出不要。

【問い合わせ先】

御船保健所衛生環境課

住 所 〒861-3206 上益城郡御船町辺田見 396-1

電 話 096-282-0016 FAX 096-282-3117

メール kamihoeisei25@pref.kumamoto.lg.jp

- ② 開催当日等に保健所の立入検査があるため、食品衛生法及び出展ルールを守ること。
- ③ 容器及びふきん等は各自準備すること。容器等は各自管理し、清潔に保つこと。消毒用設備を設けて、手洗いを励行し、衛生面に十分配慮すること。
- ④ お客様へ提供する商品の安全を確保し、飲食の提供にあたっては特に食

中毒の発生防止に努めること。また、商品の提供に起因する万一の事故については出展者の責任とする。

(2) 申請手続き等について（キッチンカーコーナー）

- ① (1)の手続きにより臨時営業許可を取得する、または開催日まで期限が有効な熊本県内の保健所が発行する食品営業許可証（移動販売の記載があるもの）を取得する必要がある。既に許可を取得している場合も、新たに取得する場合も、臨時営業許可証（写し）又は食品営業許可証（写し）を事務局に10月30日(金)までに提出すること。
- ② 開催当日等に保健所の立入検査があるため、食品衛生法及び出展ルールを守ること。
- ③ 容器及びふきん等は各自準備すること。容器等は各自管理し、清潔に保つこと。消毒用設備を設けて、手洗いを励行し、衛生面に十分配慮すること。
- ④ お客様へ提供する商品の安全を確保し、飲食の提供にあたっては特に食中毒の発生防止に努めること。また、商品の提供に起因する万一の事故については出展者の責任とする。

VIII. 期限付酒類小売業免許の届出等について

(1) 酒類販売について

- ① 酒類販売については、熊本県内の酒造メーカー等が製造した商品に限る。
- ② 酒類販売を行おうとする事業者は、自ら会場の管轄税務署（熊本東税務署）へ申請を行うこと。期限付酒類小売業免許の届出は、原則として、販売場を開設する日の2週間前（11月12日（木））までに申請する必要があるため、遅滞なく行うこと。
- ③ 期限付酒類小売業免許届出書（写し）を当日までに提出すること。

* 提出書類データについては国税庁ホームページ上に掲載されているため確認すること。

* 提出する書類の「くまもと物産フェア出展許可証」「催事内容がわかる書類」については、後日事務局で対応する。

期限付酒類小売業免許について(国税庁HP)

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/menkyo/tebiki/kourigyoku2016/index.htm>